高所作業車運転技能講習のご案内

　　　　主催　埼玉労働局登録教習機関 埼基(機関)登録第342号

有効期限：2026年6月3日

　 (一社)日本クレーン協会埼玉支部

労働安全衛生法第61条に基づき、作業床の高さ10メートル以上の高所作業車の運転(道路上を走行させる運転を除く)の業務は、『高所作業車運転技能講習修了者』でなければ就業できないことになっており

ます。今般、下記要領により「高所作業車運転」を開催しますので、有資格者の育成のため積極的に受

講されますようご案内申し上げます。

記

　　　　　　　　　　　高所作業車運転技能講習実施要領　　　　

日時・会場等

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 講習日時 | 講習会場 | 科　目 | 時　間 | 定 員 |
| 学科 | ① R3年 6月11日(金)  ② R3年 10月21日(木)  ③ R4年 3月11日(金)  種別㋑ 8：00～17：15  　　㋺ 8：00～15：10 | ㈱安全衛生推進会　南浦和教育ｾﾝﾀｰ | 作業に関する装置の構造及び取扱い方法に関する知識  運転に必要な一般事項に関する知識  関係法令  学科終了試験(講習終了後) | 5時間  2時間  1時間  1時間 | 20名 |
| 実技 | ① R3年 6月13日(日)  ② R3年 10月23日(土)  ③ R4年 3月12日(土)  種別㋑･㋺8：00～17：10 | 本田技研工業㈱　埼玉製作所 | 作業のための装置の操作  実技修了試験(実技終了後) | 6時間  1時間 |

【受講資格】

①　道路交通法による各種自動車免許証

②　車両系建設機械（整地・運搬・積込用、基礎工事用、解体用）技能講習修了証

③　フォークリフト運転技能講習修了証

④　移動式クレーン運転士免許証

⑤　小型移動式クレーン運転技能講習修了証

【申込方法】所定の申請用紙(別紙1)の太枠に必要事項をご記入、免許証･修了証等の写し貼付のうえ

お申込み下さい。

【振 込 先】申込書にあり。

【講習時持参する物】講習当日に筆記用具･電卓、実技時：ヘルメット･フルハーネス･軍手等が必要に

なります。

【お問い合わせ先】　(一社)日本クレーン協会埼玉支部　☎048-780-2213　📠048-780-2216

・定員(20名)になり次第締め切ります。

・受講料は、お申込み後3日以内にお振込みをお願いします。

　※原則として受付後、取消しの申し出があっても受講料の返金、受講日の変更は行いません。

※遅刻、途中欠席、試験不合格等の場合は修了証の交付は出来ません。